

～新型コロナウイルスの感染症対策について～

当財団では、国内でも新型コロナウイルス肺炎患者が発生していることを踏まえまして、また、厚労省発表の内容を鑑み、下記要件を該当する場合で、受診の見合わせをお願いしております。

記

新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された方やその疑いのある方との濃厚接触があった方
- ② 37.5度以上の発熱や咳などの呼吸器症状、倦怠感がある方
- ③ 発症から2週間以内に対象地域(中国湖北省武漢市含む)への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人との濃厚接触があった方

以上ですが、発熱や咳などの呼吸器症状があった場合には、健診結果が感染症などの影響を受け、通常の状態を把握することができないこと、他の受診者様や健診スタッフへの感染拡大のリスクが否定できず、37.5度以上の発熱がある場合は、当日受診をご遠慮いただきたく皆様のご協力をお願いいたします。また、健診当日受付で体温測定を実施して、上記対応をお願いする場合があります。